

茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

茅ヶ崎市長 佐藤 光

茅ヶ崎市規則第12号

茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬等に関する条例施行規則（令和元年茅ヶ崎市規則第27号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「第14条前段に規定する」を「第14条第2項において読み替えて準用する給与条例第17条第1項第2号に規定する規則で定める」に、「）第10条」を「。以下この条において「通勤手当規則」という。）第11条」に改め、同条第2項中「第14条の規定に基づく費用弁償」を「第14条第2項において読み替えて準用する給与条例第17条第4項に規定する規則で定める日」に、「に支給する。」を「とする。」に改め、同項ただし書中「茅ヶ崎市職員通勤手当規則」を「通勤手当規則」に改め、「に支給するもの」を削り、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 条例第14条第2項において読み替えて準用する給与条例第17条第2項第2号に規定する規則で定める自動車等の使用距離の区分に応じて規則で定める額は、通勤手当規則第8条に定める額とする。

3 条例第14条第2項において読み替えて準用する給与条例第17条第3項第1号に規定する駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が240円を超える場合にあっては、240円）とする。

(1) 一の駐車場等を利用する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 駐車都度その料金を支払う場合 会計年度任用職員が条例第7条第1項に規定する正規の勤務時間の勤務のため、その者の住居と勤務公署との間を1往復するのに要する駐車場等の料金に相当する額

イ 月を単位として駐車場等の料金が定められている場合 当該料金の額を21で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

ウ 駐車場等の料金を定める期間（月又は年によって定めた期間に限る。）が2以上の月にわたる場合 当該料金の額をそのわたる月の数で除して得た額を21で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

エ アからウまでに掲げる場合以外の場合 市長が別に定める額

(2) 2以上の駐車場等を利用する場合 それぞれの駐車場等について前号アからエまでに定める額を合計した額

第11条に次の1項を加える。

- 5 通勤手当規則第2条から第7条まで、第10条、第12条、第13条及び第16条から第21条までの規定は、会計年度任用職員の通勤に係る費用の弁償について準用する。

#### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。